

### 協議事項33

学校園における感染症の感染状況について  
学校園における感染症の感染状況について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和5年11月7日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

市立学校園において、異例の早さでインフルエンザが流行しています。冬季を迎えるにあたり、感染予防等の取り組みの徹底をお願いします。

教委健第1341号

令和5年11月2日

校 園 長 各 位

教育委員会事務局

健康教育課長

### 冬季を迎えるにあたっての健康管理について

これから寒い季節を迎えますが、今年度は9月以降、市立学校園においてインフルエンザによる学級閉鎖等が相次いでおり、異例の早さで流行しています。

つきましては下記の事項に十分にご留意いただき、児童生徒等に対する健康観察や指導の徹底を図っていただきますようお願いします。

#### I. インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の予防について

##### 1. 感染流行時における対応

・学校園において学級閉鎖等が生じている場合には、日常の予防（下記「2」を参照）に加え、感染状況に応じて、一定期間、以下のような対策を行う。

- ①教職員がマスクを着用する又は必要に応じて児童生徒に着用を促す。（ただし、その場合でもマスクの着用を強いることがないようにする。）
- ②感染リスクが比較的高い学習活動では、近距離・対面・大声での発声や会話を控える。
- ③室内での集会や、人が密集する行事等はできるだけ避ける。
- ④学校行事において、参加者に手洗いや咳エチケットを推奨したり、可能な範囲で間隔を空けるなどの対策を行う。
- ⑤給食等の食事をする場面において、一時的に「机を向かい合わせにしない、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える」こととし、飛沫に気をつけた上で食事を行う。

※「インフルエンザ等の感染拡大防止対策について」（別紙1）も参照

##### 2. 日常の予防

・学級閉鎖等が生じていない場合でも、日常から以下の感染予防対策を徹底する。

- ①健康状態を常に把握し、体調不良の場合には無理に登校園させない。
- ②室内の保温・保湿に気をつけ、換気を十分に行う。 ※別紙2参照
- ③こまめな手洗いを励行する。
- ④十分な栄養と睡眠、休養をとる。
- ⑤気温の変化に応じて着衣、脱衣のできる服装をする。

### 3. 留意事項

#### (1) 健康観察の強化

- ・毎朝、健康観察を入念に行い、体調が普段と異なる場合は、保護者とよく連絡をとり、早期に的確な対応（受診・早退等）を行う。

#### (2) 欠席調査の徹底

- ・欠席者数と欠席理由を正確に把握する。
- ・新規の新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの欠席者があれば、新規の人数のみ（継続は含めない）を校務支援システム・高校共通学事システム保健機能の入力（9:00～17:00）にて報告する。

### 4. 出席停止について

#### (1) インフルエンザ

- ①停止期間 … 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまでとする。
- ②停止解除 … 判断材料として、「インフルエンザによる欠席期間の報告書」（保護者が記入・学校ホームページに掲載）の提出を依頼する。

※欠席期間が、発症した翌日から8日以上（幼稚園は9日以上）となる特別な場合は、「インフルエンザ用登校（園）許可書」を提出してもらう。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症

- ①停止期間 … 発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまでとする。
- ②停止解除 … 引き続き、陰性証明書などの提出は求めない。

### 5. 学級閉鎖等について

#### (1) 学級閉鎖等の基準

##### ①学級閉鎖

- ・新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザと診断された者が1人以上おり、その学級における「新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・かぜ」による欠席率が高くなった（15～20%が目安）場合。
- ・学級閉鎖の期間は5日間を基本とし、学校園と教育委員会の協議により状況に応じて決定する。（日数には土日祝日を含む）

##### ②学年閉鎖・臨時休業

- ・同一学年の複数学級が学級閉鎖となった場合は学年閉鎖を、複数の学年が学年閉鎖になった場合は臨時休業をそれぞれ検討することとし、総合的に判断。
- ・期間は学級閉鎖の期間に準じて、学校園と教育委員会の協議により状況に応じて決定する。（日数には土日祝日を含む）

※新型コロナウイルス感染症又はインフルエンザによる学級閉鎖・学年閉鎖等の期間中は、該当学級・学年等の児童生徒等は、部活動・スポーツ活動・学童保育・地域行事等には参加できない。

## (2) 措置と報告

- ①学校医等と相談したうえで学級閉鎖等が必要と考えられる時は、10:30までに「学級閉鎖措置依頼」に必要事項を記入し、健康教育課学校保健係へFAX(984-0701)で送信する。
  - ・記入については、令和5年度学校保健事業説明会資料内〔Ⅲ学校保健安全〕を参照する。
  - ・「学級閉鎖措置依頼」は、【事務局イントラ>健康教育課(通達・様式)>学校保健係>感染症>学級閉鎖措置依頼】の様式を使用する。
  - ・着信順に、健康教育課より学校園に電話連絡を入れ、状況を確認する。
- ②学級閉鎖等の決定は、学校園からの欠席状況報告(学級閉鎖措置依頼)や学校医等の助言を参考に教育委員会が行う。(報告があった日は登校園日となり、翌日からの閉鎖になる。)
- ③小学校・特別支援学校で学級閉鎖が生じた場合、クラスごとの給食中止は、
  - ・自校調理校は、パン業者、牛乳業者に
  - ・センター校は、共同調理場、パン業者、牛乳業者にそれぞれ連絡する。※令和5年度「学校給食運営の手引」60ページを参照のこと
- ④中学校において学級閉鎖が生じた場合、中学校給食係(TEL:984-0700)から学校園に連絡する。

## Ⅱ. ノロウイルス等感染性胃腸炎の感染拡大防止について

### 1. 予防法

- ・経口、接触、飛沫感染を避けるため手洗い等一般的な予防法を励行する。

### 2. 感染拡大防止を図るための報告

#### (1) 報告の要件

- ・初発の有症者の発生を0日として、その2日後から1週間までに以下のいずれかに該当する場合、学校園から所在区役所保健センターへ報告を行う。
- ①学校園内でおう吐があり、その児童生徒等と同クラスである、または同じトイレを共有した児童生徒等で、おう吐または下痢症状のある者が(欠席者・早退含む)発生した場合＝〔おう吐した者を含まず、その後、有症者が2名発生〕
- ②同じクラスでおう吐または下痢症状のある者(欠席者・早退含む)が10%に達した場合
- ③上記に該当しない場合であっても、特に校園長が報告を必要と認めた場合

#### (2) 報告の流れ

- ①学校園から所在区役所保健センターに所定の様式【事務局イントラ>健康教育課(通達・様式)>学校保健係>感染症>ノロウイルス関係>様式10\_感染性胃腸炎報告(校種別)】で、当日の午後4時までにFAX報告  
※学校園から学校医へ連絡を入れる。  
※報告後、学校園には所在区役所保健センターから連絡が入る。
- ②学校園は有症者が2名以上の場合、健康教育課に同様の報告を行う。

### (3) 報告期間

- ・報告を行った案件に関して新規発生がなくなるまで

## Ⅲ. 学校における環境衛生管理について

《学校環境衛生管理マニュアル〔平成30年度改訂版〕※令和4年3月31日〔学校環境衛生基準一部改正〕》より

### 1. 教室等の空気環境について

- ・温熱環境の快適性は、温度、湿度、気流等によって影響を受けるため、温度のみでなく、湿度、気流等も考慮した総合的な対応が求められる。

【学習に望ましい教室内の温度及び相対湿度】

- ①温度 18℃以上、28℃以下であることが望ましい。
- ②相対湿度 30%以上、80%以下であることが望ましい。

教室等において、冷房及び暖房設備を使用する場合は、温度のみで判断せず、その他の環境条件及び児童生徒等の健康状態を観察したうえで判断し、衣服による温度調節を含め、適切な措置を講ずること。

### 2. 飲料水について

- ①遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持する。
- ②遊離残留塩素(0.1mg/L以上)が検出されない場合は、5～10分間程度放水する等の措置を講じて再び測定する。長期休業明けには特に注意する。
- ③冷水器等、飲料水を貯留する給水器具についても定期的に点検する。

## Ⅳ. 食中毒の予防について

### 1. 調理及び調理実習時の注意について（食中毒予防の三原則）

- ・小学校の調理実習では、生の魚や肉を扱わない。

#### ①食中毒菌をつけない（清潔・洗浄）

- ・食中毒を起こす細菌は、魚や肉、野菜などの食材についていることがある。
- ・この食中毒菌が手指や調理器具などを介して他の食品を汚染し、食中毒の原因となることがある。
- ・手指や器具類の洗浄・消毒や、食品を区分け保管したり、調理器具を用途別に使い分けたりすることなどが必要となる。

#### ②食中毒菌を増やさない（迅速・冷却）

- ・食品についた菌は、時間の経過と共に増えるので、調理は迅速にし、調理後はできるだけ早く（温度管理のうえ、2時間以内に）食べることが大切。
- ・また、細菌は通常、10℃以下では増えにくくなるので、食品を扱うときには室温で放置せず、冷蔵庫に保管する必要がある。

#### ③食中毒菌をやっつける（加熱・殺菌）

- ・一般的に、食中毒を起こす細菌は熱に弱く、加熱はもっとも効果的な殺菌方法

である。

- ・しかし、加熱が不十分な場合、食中毒菌が生き残り、食中毒が発生する場合がありますので、十分な加熱調理を行う。
- ・調理器具は洗浄し、水気を拭きとった後、アルコール・塩素剤や熱湯などで消毒することが大切である。

## 2. 給食に関する指導について

### (1) 給食当番の児童・生徒への指導

- ①当番児童・生徒の健康状態には常に留意し、手指にけがをしているときや、下痢、発熱、おう吐、風邪、腹痛等で体調が悪いときは、当番を交替するなどの配慮を行う。
- ②当番児童・生徒は、清潔で正しい身支度（エプロン、帽子、マスク）をする。
- ③活動の前には特に念入りに石鹸と流水で手を洗い、清潔な手で当番活動を行う。
- ④台ふきん・配膳台・食器具などは、清潔に扱う。

### (2) 給食に際して

- ①児童・生徒（給食当番を含む）の手洗い指導（石鹸と流水による手洗い）を徹底する。
- ②給食中におう吐があった場合には、「学校給食 ノロウイルス対応マニュアル」（平成28年 7月改訂・神戸市教育委員会）をもとに対応を行う。  
※【事務局イントラ>健康教育課（通達・様式）>小学校給食係】に掲載

## 3. 「食中毒警報発令制度」について

### (1) 実施期間

- ・通年（令和3年度より）

### (2) 警報の発令基準及び有効期限

- ・保健所長が特に必要と認めた場合に発令する。なお、発令日及び有効期限は、保健所長が決定する。

### (3) 警報発令時の給食室対応

- ①調理作業前、作業終了後に「基本の消毒C（アルコール）」を行っていた箇所は、「基本の消毒B（次亜塩素酸ナトリウム）」に切り替える。  
※基本の消毒B：次亜塩素酸ナトリウム0.02%液に浸した不織布でふき、10分間放置後、水ぶきする。
- ②加熱調理は、中心温度85～90℃で90秒間以上を確認し、その温度と時間を記録する。
- ③食器・食缶消毒保管庫の温度設定を確認する。（庫内温度85～90℃）

担当：学校保健係 TEL：984-0696  
小学校給食係 TEL：984-0698  
中学校給食係 TEL：984-0700

学校園においてインフルエンザ等の感染が流行している場合は、平時における基本的な感染症対策に加え、感染状況に応じて、効果的な対策を徹底してください。

教委健第 1160 号  
令和 5 年 9 月 27 日

校 園 長 各 位

教育委員会事務局  
学校保健担当課長

### インフルエンザ等の感染拡大防止対策について

市立学校園において、インフルエンザによる学級閉鎖等が増加しています。  
学校園においては、あらためて以下の事項に留意し、感染状況に応じた感染拡大防止対策を徹底いただくよう、お願いします。

#### 記

#### ◎感染流行時における感染拡大防止対策

- ・学校園においてインフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染が流行している場合には、平時における基本的な感染症対策に加え、感染状況に応じて、一定期間、以下のような対策を行う。

##### (1) マスクの取り扱い

- ・学校園において学級閉鎖等が生じている場合に、教職員がマスクを着用する又は必要に応じて児童生徒に着用を促す。ただし、その場合でもマスクの着用を強いることがないようにする。
- ・マスクを着用しない場合でも、咳エチケットの徹底について、あらためて指導する。

##### (2) 活動場面ごとの対策

###### ①感染リスクが比較的高い学習活動 (※)

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
- ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

※児童生徒が対面形式となるグループワーク、合唱、調理実習、組み合ったり接触したりする運動など

###### ②学校行事

- ・参加者への手洗いや咳エチケットを推奨する。
- ・アルコール消毒薬を設置する。
- ・可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離を確保する。

③給食等の食事をとる場面

- ・学校園において学級閉鎖等が生じている場合に、一時的に「机を向かい合わせにしない、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える」こととし、飛沫に気がつけた上で食事を行う。

**【留意事項】**

- ・学校園において、(1)(2)の対策を行う場合は、「すぐーる」等により必ず保護者に周知すること。
- ・感染拡大防止対策については、学校園における感染状況に応じて適宜見直しを行うこと。

[参考] 市立学校園におけるインフルエンザの感染状況

①令和5年9月1日(金)～25日(月)の感染報告数 2,452人

(コロナ禍前の令和元年12月〔感染報告数4,183人〕に近い状況)

②学級閉鎖・学年閉鎖の状況

	9月15日(金)時点	9月26日(火)時点
インフルエンザ	学級閉鎖10 学年閉鎖1	学級閉鎖48 学年閉鎖3
新型コロナウイルス	学級閉鎖23 学年閉鎖3	学級閉鎖6 学年閉鎖1

担当：教育委員会事務局健康教育課（電話：984-0696）



## 冬季における換気の留意点

冬季においては空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、寒い環境においても可能な限り常時換気に努めてください。(エアコンは、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないため、エアコン使用時においても換気は必要です。)

### 【換気対応事例】

#### (1) 換気扇がある場合

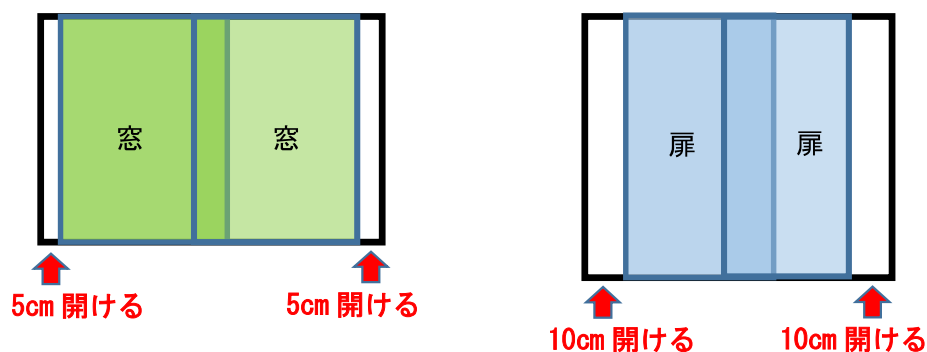
教室に設置している換気扇は、十分に室内の空気を換気する機能を備えています。授業中は窓を開けずに換気扇を運転し、休み時間ごとに数分間程度、窓や扉を広く開けて換気を行ってください。

#### (2) 換気扇が無い場合

授業中は可能な限り常時、困難な場合はこまめに(少なくとも休み時間ごとに窓や扉を広く開ける)、対角の2方向の窓や扉を開け、換気を行ってください。

授業中は窓を広く開ける必要はありません。対角にある窓や扉を下記例のように少しずつ開け、休み時間ごとに数分間程度、広く開けて換気を行ってください。

また、上の小窓や廊下側の欄間(らんま)がある場合は、外気が直接人に当たらないように、窓を閉め小窓や欄間を開けることにより換気を行うことも可能です。



### 【室温低下による健康被害の防止】

- ・室温が下がりすぎないように、暖房を強めてください。(室温は18℃以上を目安)
- ・室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、教室での保温・防寒目的の衣服や防寒具の着用について、柔軟に対応してください。

〔例〕授業中におけるウィンドブレーカーやネックウォーマーの着用、ひざ掛けの使用など

(別紙3)

(すぐーる発信文書 11月6日 午後4時配信予定)

保護者の皆様

### インフルエンザ等の感染拡大防止対策について（再通知）

9月以降、市立学校園においてインフルエンザによる学級閉鎖等が相次いでおり、今年度は異例の早さで流行しています。

お子様が通われている学校園において、学級閉鎖等が生じている場合には、基本的な感染症対策に加え、一定期間、感染状況に応じた対策を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

これから寒い季節を迎えますが、ご家庭でも手洗いや換気を徹底するとともに、必要に応じてマスクを着用するなどの対策を行うとともに、引き続き健康管理に気を付けていただき、普段と異なる症状が見られる場合には、無理をせず休養するようにしてください。

詳細は添付資料をご確認ください。

[参考] 神戸市におけるインフルエンザの感染状況等

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/influenza/index.html>

保護者の皆様

## インフルエンザ等の感染拡大防止対策について

### ◎感染流行時における感染拡大防止対策

- ・お子様が通われている学校園において、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染が流行している場合には、平時における基本的な感染症対策に加え、一定期間、感染状況に応じて以下のような対策を行うことがあります。

#### (1) マスクの取り扱い

- ・学校園において学級閉鎖等が生じている場合に、教職員がマスクを着用する又は必要に応じて児童生徒に着用を促します。ただし、その場合でもマスクの着用を強いることがないようにします。
- ・マスクを着用しない場合でも、咳エチケットの徹底について、あらためて指導します。

#### (2) 活動場面ごとの対策

##### ①感染リスクが比較的高い学習活動 (※)

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えます。
- ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保します。

※児童生徒が対面形式となるグループワーク、合唱、調理実習、組み合ったり接触したりする運動など

##### ②学校行事

- ・参加者への手洗いや咳エチケットを推奨します。
- ・アルコール消毒薬を設置します。
- ・可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離を確保します。

##### ③給食等の食事をとる場面

- ・学校園において学級閉鎖等が生じている場合に、一時的に「机を向かい合わせにしない、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える」こととし、飛沫に気がつけた上で食事を行います。

ご家庭におかれましても、引き続き健康管理等に気をつけていただき、普段と異なる症状が見られる場合には、無理をせず休養するようにしてください。